

広島市告示第90号

令和8年3月5日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、広島市市営河原町第一駐車場の休止を定めた令和8年2月27日付け広島市告示第82号を次のとおり改正します。

広島市長 松井 一 實

表広島市市営河原町第一駐車場の項中「令和8年3月4日（水）午後8時から令和8年3月6日（金）午後5時まで」を「令和8年3月4日（水）午後8時から令和8年3月5日（木）午後5時まで」に改める。